

生徒会活動の活性化に関する調査研究

——制服の自由化と取り組んだ奈良市立中学校の事例——

田原 恭 蔵

1 調査研究の目的

制服制度は教育的効果を期して多くの中学校、高校が生徒に課した生徒指導上の最重要項目の一つであり、保護者の支持を得て永年にわたり継続的に実施されてきた。それだけにその改正ともなれば、生徒＝学校＝PTAの三者合意によらねばならず、もしそれを生徒会が発案するとすれば、その実現が容易でない極めて重度の大きい課題となるであろう。

近年若干の奈良市立中学校の間で、生徒会が中心となってこの重い課題と取り組み、制服の自由化に踏み切った実践が報じられ、生徒指導の観点から衆目を集めている。本研究はこれらの一連の実践を、特別活動の一環としての生徒会活動の活性化の観点からとらえ、その経緯を説明するとともに、教育的意義について考察を加えることとした。

2 調査の方法

生徒会が中心となって制服の自由化を実現させた奈良市立の4中学校を98年2月に訪問し、指導担当教員からの聴き取り調査と資料の収集を行い、その実践を分析、考察することとした。訪問校とインタビューで協力をいただいた教員は下記のとおりである。

(訪問日)	(中学校)	(インタビューを行った教員)
2月9日	奈良市立伏見中学校	大澤 清教諭
2月12日	〃 三笠中学校	榎本克之教諭
2月23日	〃 春日中学校	梅田芳三教諭, 田町勝美教諭
2月24日	〃 平城中学校	前川和由教諭

3 各校のプロフィール

各校のプロフィールは次の如くである。

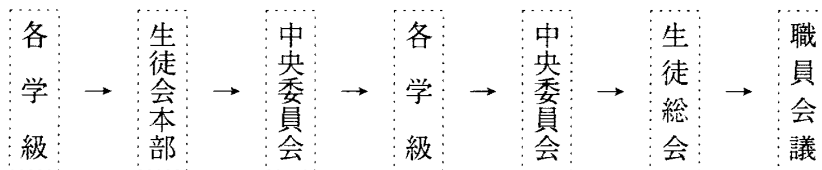
(中学校)	(開校年)	(97年度生徒数)	(教育目標)
伏見	1947年	825人	自主, 協力, 誠実, 剛健
三笠	1947年	1144人	よく考える人, 進んでやる人, 助け合う人
春日	1947年	814人	自主, 誠実, 奉仕
平城	1982年	625人	自主, 連帯, 忍耐

各校の校区は、経済成長以後大阪の近郊として住宅開発が進み、古い商業ないしは農業地域と、新しい住宅地域とが混在している点で共通している。

4 各校における取り組みの経緯

(1) 伏見中学校の場合

10年以上前から夏の男子開襟シャツ、セーターやベストの色、ヘアゴムの色などで服装規定を少しずつ見直してきたが、93年度に「制服改正と生徒会活動の活性化」を掲げた生徒会長が選出されたことから、本格的な取り組みが開始する。学校側は「自ら考え、行動し、その行動に自覚と責任が持てるような生徒を育てる」ため、生徒会の取り組みを積極的に支援することとした。討議の過程を図示すれば、次のようである。



この間2回にわたる「制服を考える週間」をもち、アンケート調査に基づく検討を経て94年度から「私服の着用も可」とする服装規定の実施に入った。4校中最も早い制服自由化決定であった。

(2) 三笠中学校の場合

80年代前半期に2000人を超える生徒数の増大期と、全国的な「荒れる中学校」の波が重なって問題行動が多発し、管理と個々の教師の力量による指導体制に限界をきたした。これを打開するため、同中学校は学校行事を重視し、生徒集団を育成するとともに、生徒会活動の活性化を企てた。やがて生徒の意識は行事を超えて校則改正へと向かい、89年度の生徒総会できまりを見直す要望が学級から出された。翌年生徒会は諸規則検討委員会を設置して学校側と交渉を開始し、91年度以降頭髪、防寒着に続いて靴、靴下の規定を改正した。93年度の段階で学校側は「制服見直しを含めてできる限り規則をなくす方向」で臨むことを確認している。生徒会、学校、PTAのそれぞれに置かれた諸規則検討委員会で改正案を煮詰め、中学生らしい服装のファッションショー、自由化試行期間、アンケート実施を経た後、95年4月から学

制服，私服のうちどちらを着用してもよいとする改正案が実施されるに至った。

学校行事の推進，生徒会活動の活性化，校則見直しを経験して自立の意識を高めた生徒はついに「生徒会憲章」と取り組むこととなる。95年度には，生徒会役員に有志生徒が加わった生徒会憲章起草委員会が発足し，96年5月に憲章を制定した¹⁾。

この中学校の生徒会は94年度の段階で，下記4点にわたる長期的な見通しをもっていた。

- ①三笠中学校の文化ともいえるものを構築する。
- ②単なる「きまり」ではない「生徒会憲章」を創造する。
- ③生徒会のきまり，三笠中学校のきまりをみなおす。
- ④地域に開かれた生徒会活動に取り組む。

制服制度の改正が，地域に開かれた学校文化を創り出すという生徒会の壮大な計画の一環として取り組まれたことに注目したい。

(3) 春日中学校の場合

諸規定見直しは90年度の靴下やヘアゴムの自由化から始まった。92年3月の生徒会のアンケートによると，制服に不満をもつ生徒601人に対し持たない生徒が306人あったが，それでも登校時には制服の着用がよいとする者644人に対し，私服支持者は257人に過ぎなかった。生徒は制服制度そのものに反対というよりは，当時の制服のデザインに女子を中心として不満をもっていたのである。

93年度より下靴，防寒着の規定が改正されたが，95年度に入って制服の自由化を公約にした生徒が生徒会役員に選出されたため，これを職員会議とPTA運営委員会で受け止める方向へと事態が展開した。生徒会中央委員会によるアンケート集約，「制服着用の自由日」という名の試行期間，生徒，学校，PTAの三者のアンケートを経て，服装規定を「制服または私服」に変更し，97年4月より完全実施に入った。

(4) 平成中学校の場合

数年前から靴，靴下，防寒着や弁当に関して少しずつ規定の変更と取り組まれてきたが，95年度に入って生徒会が「みんなの箱」に投じられたきまりの見直しの要望を取り上げて校則検討委員会を組織した頃から，取り組みが本格化した。もっとも学校側はすでに91年度の校内研修の段階で，制服も含めた生徒規則の見直しを論じ合っていたから，それ以後の一連の指導に見通しをもって対することができたといえよう。ひとまずかばんと頭髪の規定緩和について回答が出された後，制服問題は継続的検討課題とされた。その後生徒によるパネルディスカッションと学級討議，「私服を考える期間」の設定と私服登校の試行，生徒，教師によるそれぞれのアンケート調査を経て，生徒，学校，PTAの合意の下，最終的には97年1月から新服装規定が実施された。「服装は学校生活に適した自由服とする（ただし変形学制服は認めない）」という内容である。

5 取り組みの分析

4校は近隣に位置し合うが、制服の自由化問題で特に申し合わせをしたわけではなく、各校独自の取り組みの結果服装規定の改正に到達したものである。4校以外に奈良市においては、新設開校以来自由服制度をとる中学校が2校、標準服制度をとる学校が1校あるほか、服装規定と取り組み中の学校が若干校見られる。ここでは上記4校の実践に比較的に通じた部分を抽出してみたい。

(1) 動機について

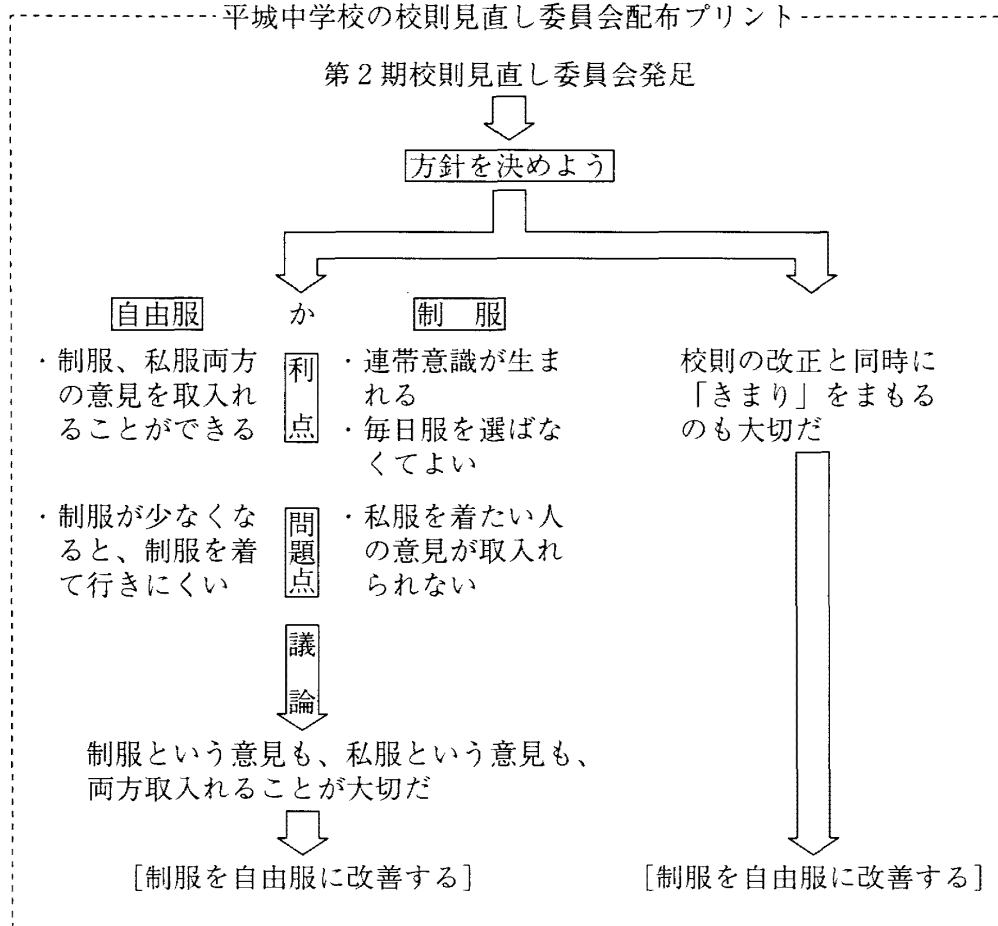
服装規定の改正と取り組むに至った直接的動機としては、決まりの見直しを公約した生徒が生徒会役員に当選するなど生徒側から出された要望を学校側がまともに受け止めたことがあげられるが、そこに至るまでに頭髪、靴、靴下、防寒着、かばんなど様々なきまりをめぐる改正がなされた経緯を見逃すわけにはいかない。そうした生徒側との対話の過程で、学校と生徒の間に信頼関係が累積され、且つ学校生活改善に向けての生徒の意識の高揚が醸成されつつあったことが、制服の自由化という重度の大きい課題を生徒会が中心となって解決できた最大の理由であると考えられる。

もっとも一連の取り組みのさらなる背景として、80年代の「荒れる中学校」の克服への努力や、全国的な校則の見直しの流れ、児童の権利条約批准への対応といった動きが学校側にあったことも指摘できる。

(2) 経緯について

各校とも生徒が中心となって校則検討に関する委員会を設け、学級、学級代表者会議、生徒総会等々で何回かにわたる精力的な検討を重ね、アンケート調査で全校生徒の動向を分析する手法をとっている。最終決定に至る前に制服自由化の試行期間を設けた点も、4校とも共通して見受けられる。生徒総会の決定を職員会議が承認し、PTAの同意と協力を取り付けているがその間生徒、学校、PTAの組織間で何度かの連絡調整が行なわれている。

次の資料は、平城中学校生徒会の校則見直し委員会の校内向け中間報告プリントの一部である。生徒規則見直しに関わる生徒の討議過程と発想がよくうかがえる。



(3) 最終案について

最終的な改正案は、制服、私服とも着用可能な「自由服制度」とし、中学生らしい服装で登校する点で一致している。中学生らしい服装を春日中学校は次のように決めている。

[私服で登校する場合]

- ・高価、派手、露出度の高い服はさげ、動きやすく、授業を受けやすい服を着用する。
- ・装飾品は身につけない。
- ・靴下ははくこと。
- ・名札を胸につける。

(4) 自律性の自覚について

各校は制服の自由化を、単なる制度の改変としてではなく、自立性、自律性の育成に関わる課題であると把握して指導に臨んでいる。

- ・「よりよい学校生活を送るために大切なものはなにか」という事を生徒一人一人が自覚と責任をもって考えてくれればと期待しています（春日中）。
- ・校則に頼った学校生活ではなく、たとえ校則がなくても自分でその場面をしっかりと考え行動できることのできる力を身につけさせる必要がある（平城中）。

といった期待が寄せられているのである。生徒も外的規制から自由になればなるほど、内的規範の必要となる原理をよく理解しており、それは伏見中学校生徒会の本部役員が、「後輩の皆さんへ」と題したメッセージの中で遺憾なく表現されている²⁾。

・「自律心」とは何なんでしょうか。辞書では「自分で自分の行為を規制する心のこと。外部からの規制を脱して、自身の立てた規範に従って行動しようとする心のこと」となっています。その言葉を生徒会本部では自分たちの生活に当てはめてみて、「集団生活のルール（例えば校則）に頼って自分たちの行いを抑えるのではなく、自分自身で考えて、自分をコントロールしていこうとする心のこと」と考えました。……私たちが一番言いたかったのは、集団生活で最も大事なことは、文章化された校則ではなく、皆さんの「自律心」だということです。ただルールに従い、ルールによってしか自分の行動を抑えられないというのはつまらないことだと、私たち生徒会本部では考えました。

(5) その他について

生徒には見えない部分であるが、制服の自由化にともなう学校側の配慮が各校に見られる。たとえば、翌年度の中学校入学生を抱える校区の小学校や、受験先の高等学校へ制度変更について連絡をとっている点や、制服業者に経緯を説明し、了解を求めている点などである。

6 事後の動向

94年10月から自由服制度に改めて、約1ヵ月後に生徒と保護者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を学校新聞に報告している伏見中学校の事例を取り上げることとする。

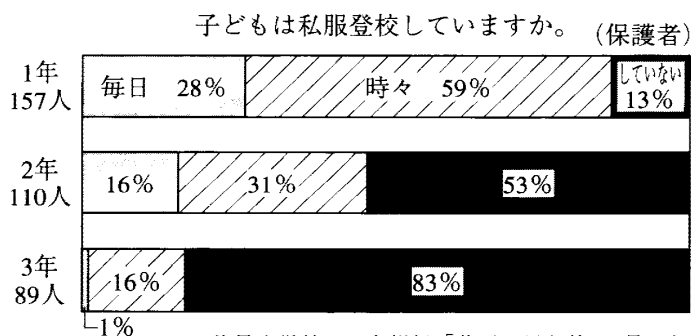
生徒の私服登校については表1のとおりで、私服登校は1年生に多く、学年が進むにつれて減少し、3年生の多数は制服登校である。

表2は生徒と保護者が感じた「改正になってよかった点」であるが、生徒のあげた項目の中には保護者の側には見られない「くつ、くつ下、かばんの自由」や「着替えが楽」、「気楽になった」があり、教師や親には見えにくい校則下の束縛感が生徒にあったことを示している。

生徒のあげた「改正になってよかった点」455件に対し、「困った点」は133件あり、その理由は「服を選ぶのが面倒(45)」、「名札を忘れる(29)」、「中学生らしくない(18)」、「制服がもったいない(16)」となっている。

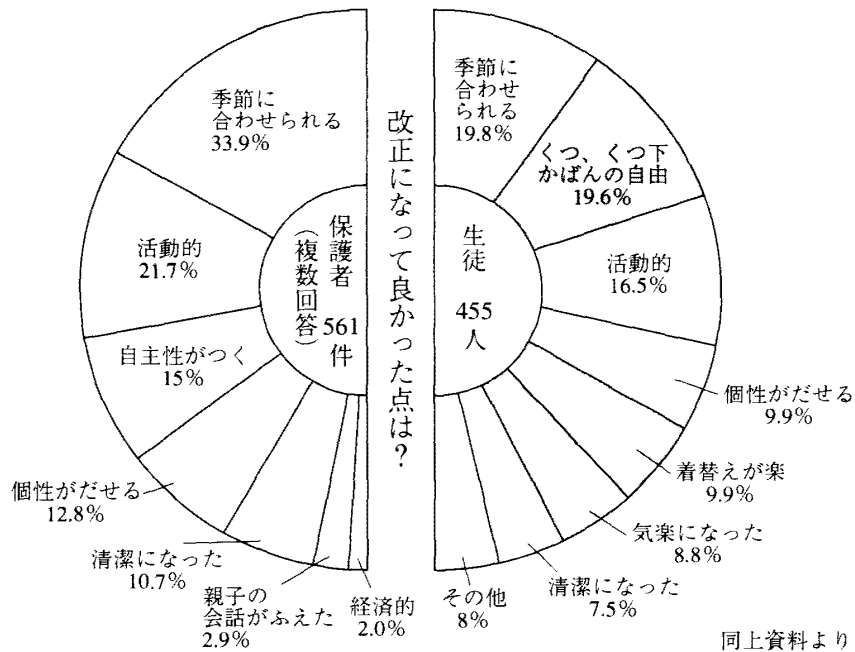
98年2月に訪問調査した時点では、同校の制服着用者は、3年生が20名、2年生が16名、1年

表1 私服登校に関する保護者の回答



伏見中学校PTA広報紙「菅原の里」第112号より

表2 制服改正に対する生徒と保護者の評価点



生が1名であり、年月とともに私服の定着していく様子が見えてくる。

伏見中学校とは別に自由制服に対する保護者の意識について、「賛成が1/3、疑問視が1/3、子どもに任せるが1/3」といったところが実態ではないかと推測する学校もあったことを付記しておく。

そのほか制服改正期以後に入学する新入生に対し、先輩生徒の取り組みの経緯と自律の自覚をどう伝え、維持させていくかが課題であるとする点も、各校に共通して見られる事後評価の項目である。

7 考 察

上記分析をふまえ、4中学校の生徒会を中心とする制服自由化の取り組みについて、その教育的意義を以下の5点で認めたい。

(1) 規範の内面化に基づく自立性、自律性の涵養に資していること。

自立した自由人の育成は特別活動や生徒指導のみならず、究極的には学校教育そのものの最終目標の一つである。しかし自立は常に自律を伴わねばならない。自立、自由の気風の強いアメリカのハイスクールに、大統領自身が制服制度の採用を勧めている現状は、自立と自由によるだけでは効果的な教育経営がなされにくい事情を物語るものであろう³⁾。

「服装の乱れは心の乱れ」という外的規制の指導原理と訣別しながらも、自立のすすめの中に自律性求めていく4中学校の指導方針を改めて評価したい。制服か私服かといった服装制度そのものの評価は、わが国の各中学校がその置かれた環境の中で判断すべき問題であって、問題の中核は自律性の育成にあると考える。

(2) 大規模集団による問題解決の能力が育成されていること。

問題解決とか課題解決とかいった概念は、多くの場合学習指導における個人または小集団での取り組みの場面を想定して用いられることが多いが、全校生徒という大集団で（そこへさらに教師集団や保護者集団も加えて）一つの問題を解決する今回の取り組みは、多大な困難をとまなうもののそれだけに難度の高い問題解決を果たし得て、学校教育に及ぼした効果は極めて大きい。生徒が個人や小集団のみならず、大集団を通して問題も解決できることは、21世紀の社会が求める市民的資質、能力の一つでもある。

(3) 生徒、学校、家庭の連携と信頼感が深められたこと。

制服制度の改変という重度の課題と取り組むことによって、生徒、学校、家庭間に情報の交流と協力の関係が成立し、相互の信頼感を深めることとなった。こうした大きなプロジェクトを通じて成長するのは生徒集団に止まらず、教師集団やPTA集団においても見られたのではないかと推測する。

(4) 取り組みが数年に及び、先輩から後輩へのつながりが校風づくりに役立っていること。

伏見中学校の先輩から後輩へのメッセージや三笠中学校で提案された学校文化の構築など、数年の継続した取り組みを通して、好ましい校風が形成されつつある点に注目したい。それはもはや一生徒会の活動の域をこえており、学校文化の創造と呼んでよいのではないか。

(5) 特別活動、とりわけ生徒会活動の活性化に寄与するところが大きいこと。

制服制度の改正が生徒指導上の観点から注目されることは当然であろうが、生徒会活動の活性化の観点からも検討されなければならない。新制中学校発足時には、民主社会の有為な担い手を育成するため「なすことによって学ぶ」原理に従って、生徒会活動の熱い実践が見られたが、その後の経済成長と受験競争の激化の中で、わが国の生徒会活動は一般的に沈静化し、教師の主導の下に定例的な学校行事をこなす形が定着してきた。それは安定でもあり、同時に停滞でもある。それだけに学校の重点項目である制服制度そのものを生徒自身が問い直し、自律の原理を自覚し、さらには学校文化の創造に向かいたいとする奈良市立中学校の生徒会の取り組みを、今後の学校教育における特別活動活性化の一モデルとして評価するものである。

注

1) 三笠中学校の生徒会が定めた「生徒会憲章」は、前文、条文とその解説、後書きから構成されている。今各条文の内容だけをあげると、次のとおりである。

第1条《授業》みんなわかりたい、だからみんな学ぼうよ

第2条《部活動》趣味や特技を楽しもう、高めよう、自分たちで

第3条《挨拶》みんな心で交流を深めよう

第4条《掃除》自分たちが生活する学校は自分たちできれいにしよう

- 第5条《話し合い》一人一人が意見を出して、それをみんなで尊重しよう
- 第6条《班活動》みんなでやってもできないことはない、だから助け合おう
- 第7条《いじめ》いじめたくない、いじめられたくない
- 第8条《三笠学級》お互いの個性を大切に、みんなで一緒に成長しよう
- 第9条《規則》みんなできめてみんなで実行
- 第10条《学校行事》全員参加で完全燃焼
- 第11条《地域に貢献する》役に立てよう、みんなの力
- 第12条《先生》先生と二人三脚、つくろう理想の学校

- 2) 1993年11月～1994年10月の生徒会本部役員よりと題された「自律心」を促すメッセージは伏見中学校の生徒手帳にも印刷され、後輩生徒に伝えられている。
- 3) クリントン米大統領の制服導入発言は以前からあったが、毎日新聞98年7月22日付け朝刊の伝える最新の発言趣旨ははおおよそ次のとおりである。
全米教員連盟の大会で大統領は、多くの中学・高校での規律の乱れを指摘したあと、「学校の安全と秩序が保てなければ学校での学習は不可能だ」と述べ、制服や夜間外出禁止令を普及させ、無断欠席や銃持ち込み規制を行なうことが秩序回復に貢献すると強調した。